平成２８年（フ）第３５９号
兵庫県姫路市飾磨区西浜町１丁目11番地　サンフレールＣ棟、従前の住所兵庫県姫路市延末377番地１
破産者　田中　博充
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５０号
鳥取県米子市東福原２丁目９番３号
破産者　船井　譲司
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１６号
岡山県倉敷市美和１丁目４番20号　サブリオ・ガーデン
破産者　佐分利康雅
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
徳島県板野郡上板町神宅字北屋敷17番地５
破産者　高田　敦子
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６０号
福岡市博多区石城町９番16―1203号、前住所東京都足立区中川５丁目14番17―102号ウル・ファミーユ
破産者　山崎　良祐
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５２９号
福岡市博多区住吉２丁目４番７―502号
破産者　江島小百合
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３４６号
熊本県上益城郡山都町島木1374番地
破産者　木村　秀敏
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６０号
熊本市東区戸島西１丁目26番４―402号　県営西戸島団地７棟
破産者　原嶋　伸介
１　決定年月日　平成28年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８２号
北海道厚岸郡浜中町茶内西８線88番地
破産者　木村　竜也
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
秋田県大仙市豊川字堂ノ前７番地
破産者　田村　健自
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第２１５０号
横浜市都筑区池辺町2605番地１　コートビレッジ鴨居203
破産者　滝　　典子
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３号
静岡県沼津市足高322―１　ワイハイツＤ棟102号、住民票上の住所静岡県駿東郡清水町伏見406番地の10
破産者　大場　貴浩
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
静岡県浜松市中区元城町216番地の36
破産者　橋本　安生
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
兵庫県丹波市春日町多利2067番地
破産者　荻野　眞澄
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県南あわじ市福良甲135番地38　キッコービルディング303号、前住所兵庫県南あわじ市広田広田138番地１
破産者　犬塚　富登
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第９７号
山口県下関市王司本町１丁目18―27　医療法人社団　李朋会　王司病院、住民票上の住所山口県下関市山の田南町10番５号
破産者　石原　　元
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
愛媛県松山市二番町４丁目２番地９　グランディア番町401号
破産者　永田　愛子
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９８号
福岡県久留米市南２丁目28番２―204号
破産者　松本　出穂
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２５号
佐賀市諸富町大字寺井津496番地２、前住所佐賀市川副町大字早津江津438番地１
破産者　よこお電化サービスこと　横尾　憲介
１　決定年月日　平成28年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係